

3 千環地ま収第 82 号
令和 4 年 3 月 1 日

神田警察通りの街路樹を守る会
代表 滝本 幾子 様

千代田区環境まちづくり部
基盤整備計画担当課長 須貝 誠一
地域まちづくり課長 佐藤 武男

「神田警察通りの街路樹を守る会」様からの
「ご報告と御礼」（令和 4 年 2 月 9 日付）への回答

1. 「神田警察通り沿道整備推進協議会」について

- ①任命責任者はだれでしょうか。
- ②いつ、どのように人選し、どのように任命されたのでしょうか。
- ③協議会の委員が果たす役割と責任（権利と義務）はどのようなものですか。

A. 神田警察通りの街路樹を守る会様から 2 月 9 日に「ご報告と御礼」の文書をいただき
その際に 1 の質問については口頭での回答でよいとのことから、口頭で回答するとともに
「神田警察通り沿道まちづくり検討委員会」及び「神田警察通り沿道整備推進協議会」
の設置要綱をお渡しさせていただきました。

2. ガイドラインについて

- ①2011 年に制定された「まちづくり条例」によると、2 期区間は「歴史・学術ゾーン」と
して位置づけられ、「緑の基軸としての街路樹の保全・育成について一豊かに育った既存
の街路樹を活用する。地域の方々と協議を踏まえ、沿道空間に適した街路樹の植栽を
おこなう」とありますが、このガイドラインに反して、2020 年（令和 2 年）12 月の第
17 回協議会において、すべての樹木を「伐採する」とし、その「伐採する」報告を 9 カ
月後の 2021 年 9 月となったのはどうしてでしょうか。

A. 2011 年（平成 23 年）に制定された「まちづくり条例」とありますが、「まちづくり条
例」は制定されておられません。

ご質問の中の「報告」が「議会報告」のことであれば、「第 17 回協議会」についての
報告は、令和 2 年 12 月 25 日の企画総務委員会での「神田警察通りⅡ期Ⅲ期工事におい
ても今ある街路樹を保存するように求める陳情」の審査に併せて報告しております。

その質疑の中で、「32 本の街路樹の内、移植可能な樹木は 2 本」であることを答弁し
ており、「移植可能な樹木を他の場所に移植できるよう、裁量予算を積み上げること。今
後、協議会の構成の在り方については、幅広い意見が聴取できるよう改善すること。」と

の集約で審査が終了しております。

- ②「伐採する」としたガイドライン変更について、12 月区議会の 5 日前にHPを書き換えたのはなぜか。変更の際に一定の手続きがあるはずだが、その手続きをしなかったのはなぜか。

A. 千代田区のまちづくりにおける構想やガイドラインなどの考え方ですが、まちづくりは、さまざまな価値観や考え方をお持ちの方々と、地域の課題解決や持続的繁栄につながるまちづくりの検討を行い、基本構想やガイドラインなどによって、まちの将来像の共有を図っています。

地域の方々のまちづくりに対する思いは、様々であり、そのベクトルの向きや大きさが異なりますので、少なくとも同じ方向を向いてまちづくりを検討していただくために、総花的で理想的なまとめとなる部分もあります。

構想やガイドラインは、まちづくりの「出発点」であり、この構想やガイドラインをベースとして、さまざまな検討協議がなされ、まちづくりが具現化されてまいります。ガイドラインの理念は共有されつつ、「到達点」は違った形になることがありますので、都度、ガイドラインなどを改定することは行っておりませんが、第 17 回神田警察通り沿道整備推進協議会で、神田警察通り沿道賑わいガイドラインの街路樹と駐車帯の記載内容との違いについてご説明しご了解をいただきました。その後、神田警察通り沿道賑わいガイドラインを基に様々な誤解が発生してしまっただけではないという観点から、令和 3 年 9 月 16 日に街路樹と駐車帯の 2 か所を修正いたしました。

- ③ 2 期の街路樹を残さずに伐採すると決めたことについて、住民への説明はいつ、どんな方法だったのでしょうか。「区報に出ている」といった委員からの発言がありましたが、どの区報でしょうか。

A. 「住民への説明」についての認識の違いはあるかもしれませんが、協議会や区議会とのやりとり以外にも、神田警察通りにおいては、令和元年にアンケートを実施するなかで、道路整備概要や課題も含め周知を図りました。沿道東西約 1.4km、南北約 200m のエリアで約 4,700 件に対する個別周知であり、この規模で道路整備の方向性や課題を周知することはこれまでにないことです。

その後、具体的な工事計画が整理されるなかで、令和 3 年 7 月に計画概要を区HPにて掲載し、以降、令和 3 年 12 月の説明動画の掲載（区HP更新）、工事PR用紙の配布、工事看板の設置に加え、令和 4 年 1 月には、伐採予定の街路樹にお知らせの設置を行ってまいりました。

一方で、区としましては、Ⅱ期区間の設計に着手した平成 30 年度より、住民の方々からの街路樹保存の陳情を受け、その都度、丁寧に対応してきた経緯もあることから、その当時より住民の方々の認知があったものと考えております。

区報につきましては、主に「区議会だより」のことであります。神田警察通りの街路

樹に関しては、多くの陳情（参考送付を含め 16 件）が出され、その内容については区議会のHPで確認ができます。

3. 2 期区間の計画と工事について

- ①2019 年 7 月 25 日の区議会企画総務委員会で、須貝課長が拡大協議会の設置について協議会で検討する必要があると発言していましたが、いつの協議会で、どのような議論をしたのか、議事録の具体的な箇所を開示してください。

A. その発言につきましては、道路整備の担当課長が「協議会の担当ではないのでそこまでは答えられませんが……」と前置をした上で、「拡大協議会をするかどうかというところも、協議会の皆様にお聞きすることも必要です……」と、答弁したものです。

その後、区内部で検討しましたが、長きにわたる協議会での検討の積み重ねや、さらに 1.4 km にも及ぶ広範囲の協議会における拡大協議会を実施することは難しいのではないかとの判断となったため、協議会の皆様にお伺いするまでには至っておりません。

- ②歩道について、区が道路幅員の根拠とする『道路構造令』には、「2 m 以上の歩道を設けるものとするが、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りではない。」（第 11 条）とあります。区の条例『千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例施行規則』にも、ほぼ同じに明記されています。なぜ、伐採にこだわりつづけるのですか。

A. ご質問の文中に「2 m 以上の歩道を設けるものとするが、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。」とありますが、これは道路構造令第 11 条の第 1 項と第 3 項が混在しており、そのため勘違いをされているのではないかと思います。

道路構造令第 11 条第 1 項には「道路の各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。」とあり、設置の有無について但し書きが記載されております。

また、第 11 条第 3 項には「歩道の幅員は交通量が多い道路にあつては 3.5 m 以上、その他の道路にあつては 2 m 以上とするものとする。」と歩道の幅員について記載されており、但し書きはありません。

したがって、第 3 項中には幅員に関する但し書きはありませんので 2 m 以上の幅員が必要と考えます。

なお、「千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例及び同条例施行規則」も同様です。

- ③現状でも低木の植栽幅が、区が採用した（案）の 1.5 m よりも、はるかに狭いところもあります。なぜ、わざわざ広く設計し、伐採する根拠としているのでしょうか。

A. II期区間以降の道路整備では、2.0mのパーキング（停車帯）を設置することになっております。

パーキングの設置部については、歩道を切り欠く必要があることから、植樹帯の幅は、パーキング設置による歩道の切り欠きによっておのずと決まったものであり、伐採する根拠としているものではありません。

4. 「拡大協議会」の設置についての要望について

若い方、弱者の方、有識者、専門家の方なども参加し、意見交換ができるような協議会にしてほしい。

A. 拡大協議会の定義がよくわかりませんが、たとえば、守る会様が言われる明大通りの道路整備につきましては、神田駿河台地域まちづくり協議会において、道路整備についての情報共有やご意見を伺ってまいりましたが、道路整備に関して、一部神田駿河台地域まちづくり協議会のエリアに入っていない部分があることから、拡大協議会ではなく、主に街路樹の樹種や維持管理について協議を行う「明大通り沿道協議会」を新たに設置し、話し合いを行ってきております。

一方で、神田警察通り沿道整備推進協議会では、神田警察通り沿道の賑わい創出に向けたまちづくりの取り組みと道路整備についての検討を行ってまいりましたので、協議会に守る会様にもご参加いただき、ご意見を伺っているところです。

今後につきましては、下記5の①にも記載いたしましたが、守る会様からのご推薦の方々にもご参加いただき、意見交換をさせていただきます。

5. その他

以下は終了後、参加者や傍聴した方からの意見です。あわせてお応えいただきたい。

①次回の協議会では委員と守る会メンバー以外にも参加者を増員して開催する、とのことですが、公平を期すために、事前に増員メンバーについて協議する機会を設けていただきたい。

A. 2月9日（水）の神田警察通りの街路樹を守る会様とのお打合せの際に、次回の協議会にご参加いただく方々は、協議会の際に守る会様からお話のあった、道路整備が完了した後のアダプトのこともあるので、直接神田警察通りに面した、住んでいる人、勤めている人、企業などの方々を守る会様からお声かけいただき、3名ご出席いただきたいとお伝えいたしました。

同様に、協議会の方々からもお声かけいただき、3名の方々からのご意見を伺おうと考えています。人選は守る会様にお任せしますが、遠くの方や神田警察通り沿道に直接関係のない方はご遠慮願いたいと、お打合せをさせていただき、その後、2月22日（火）にご案内を郵送いたしました。

②今後、区民同士のしこりを残さないように、行政は中立な立場に戻って、調整役になってほしい。

A. 神田警察通り道路整備のⅡ期工事につきましては、議会での予算のご審議・ご議決をいただき、また、工事契約に際してもご議決をいただき工事に着手しておりますので、その執行に関しては区としての責務であります。

しかしながら、議会におけるⅡ期工事のご審議の時に、地域に入って丁寧に対応するようにとの、ご指摘を頂戴しておりますので、まちづくりの担当部署で丁寧にお話をさせていただきますいております。

③今回の協議会で、関係席を占めていたディベロッパーの方々はどういう役割で出席されていたのでしょうか。

A. 神田警察通り沿道整備推進協議会は、神田警察通り及びその沿道地域の魅力を高め、まちの賑わいの創出に向けて、道路整備やまちづくりに取り組んでおります。

前回の協議会の際にもご説明いたしましたが、その具現化にあたりましては、テラススクエアや神田スクエアのように、単なる建て替えではなく、地域課題を解決し、地域の持続的繁栄につながる賑わい創出に向けた取り組みが必要であることから、それらを担うデベロッパーの方々にもオブザーバーとしてご参加いただいております。

④協議会事務局がURの方と聞いたが、それはどうしてでしょうか。

A. 神田警察通り沿道整備協議会の運営支援で区から委託しております。

上記項目のすべてにつきましては、ご回答を次回の協議会開催の1週間前までに文書でご回答いただきますよう重ねてお願い申し上げます。